



# 熊本県公報

第 1 1 8 4 3 号  
平成 21 年 9 月 24 日 (木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( " ) 1
<b>公 告</b>	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 2
○県有財産の売却	(管財課) 2
○平成21年度砂利採取業務主任者試験の実施	(産業支援課) 3
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成21年度熊本県保健医療推進協議会の開催	(熊本県保健医療推進協議会) 3

## 告 示

### 熊本県告示第 8 9 5 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 1 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字段平 2 7 7 6 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字段平 2 7 7 6 番 1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第 8 9 6 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 1 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町仁田尾字奥小原 1 0 0 番 2 5、1 0 0 番 2 6、字仁田尾 1 0 0 番 3 1、1 0 0 番 3 3・1 0 0 番 3 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字仁田尾 1 0 0 番 3 3・1 0 0 番 3 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

## 熊本県公告第504号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 人吉市土手町32番地
- 2 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 3 道路の位置 人吉市願成寺町字杉園473番9
- 4 道路の幅員 6.12メートルから6.32メートルまで
- 5 道路の延長 70.68メートル
- 6 指定年月日 平成21年9月10日
- 7 指定番号 熊本県指令球磨技管第8号

## 熊本県公告第505号

県有財産を次のとおり売却する。

平成21年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
旧研修厚生センター運動場施設（熊本市）  
所在 熊本市水前寺公園377番  
土地 雑種地 2,031平方メートル  
最低売却価格 133,200,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
平成21年11月12日（木）午前11時  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成21年11月4日（水）午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成21年11月25日（水）午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他  
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内  
(2) 契約締結場所 別途指定する。  
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。  
(4) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

**熊本県公告第506号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定により平成21年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成21年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時  
平成21年11月13日（金）  
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館7階701会議室
- 3 試験の方法及び科目  
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。  
(1) 砂利の採取に関する関係法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書の受付期間等  
平成21年10月19日（月）から平成21年10月30日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、10月30日までの消印があるもの限り受け付ける。
- 5 提出書類  
(1) 受験願書  
(2) 履歴書  
(3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手をはること。）  
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）  
(5) 受験手数料  
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部産業支援課資源班  
電話 096-333-2322（ダイヤルイン）

**登載依頼****熊本県保健医療推進協議会公告第1号**

平成21年度熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成21年9月24日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成21年10月9日（金）午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 議題  
(1) 熊本市、城南町、植木町の合併に伴う第5次熊本県保健医療計画の変更（案）について  
(2) 地域医療再生計画について  
(3) その他  
・救急医療体制整備について  
・新型インフルエンザの状況について  
・第5次熊本県保健医療計画の推進について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）  
（電話 096-333-2193）